

12月4日～10日は

第60回人権週間

あなたの人権は守られていますか？他人の人権を侵していませんか？

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持つています。

人権は、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、全国で講習会・座談会・映画会・特設相談所の開設など各種の行事が行われています。人権についてもう一度考えてみてはいかがでしょうか。

女性の権利ホットライン 全国一斉強化週間

夫による妻への暴力やセクハラ、ストーカーなどの女性の権利問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉に人権擁護委員が「女性の権利ホットライン」を通じて、相談に応じます。

県女性人権ホットラインに、お電話ください。

ホットライン
☎ 0570(070)810

◆問い合わせ

会事務局
(千葉地方法務局人権擁護課内)

人権擁護委員
特設相談
と き 12月9日(火)
午後1時30分～4時

と き 11月17日(月)～21日(金)
午前8時30分～午後7時
11月22日(土)・23日(日)

男女共同参画セミナーを開催

午前9時～午後3時
匝瑳支局
千葉地方法務局

◆問い合わせ

千葉地方法務局匝瑳支局
☎ 0720334

◆問い合わせ

テーマ 高齢社会を支える地域の輪
講師 池田徹氏(千葉県高齢者保健福祉計画策定作業部会副会長)

◆申込・問い合わせ

ちば県民共生センター
☎ 043(252)80036

午後1時30分～4時
と き 每月第2・4火曜日
☎ 841214

◆問い合わせ

午後1時30分～3時30分
と き 12月6日(土)
☎ 841218

注1 申込は電話またはメールで氏名・性別・住所・電話番号をお知らせください。
注2 託児(2歳以上就学時にお子様の氏名と年齢を添えてください)。

午前10時～午後5時
と き 12月4日(木)～
9日(金)・8日(月)・
10日(水)
☎ 841214

◆問い合わせ

午後1時30分～4時
と き 12月6日(土)
☎ 841218

募集人員 100名
参加費 無料
申込締切 11月28日(金)

人間は、だれでも「幸福な生活を送る権利」を持つています。人権は、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、全国で講習会・座

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごと、また、子供のいじめ問題での悩みごとがありましたが、人権擁護委員や法務局へご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

と き 12月9日(火)
午後1時30分～4時

と き 11月17日(月)～21日(金)
午前8時30分～午後7時
11月22日(土)・23日(日)

◆問い合わせ

千葉県人権擁護委員連合
会事務局
(千葉地方法務局人権擁護課内)

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班 ☎ 84-1217

住生活総合調査に ご協力ください

国土交通省では、都道府県市町村の協力により全国各地で「平成20年住生活総合調査」を行います。

調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するもので、5年ごとに実施するものです。

11月下旬から12月上旬に調査員が対象となつた世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班 ☎ 84-1217